

令和4年7月12日

新型コロナウイルスの感染の確認について

昨日（7月11日）は、県内で衛生環境研究所、診療・検査医療機関で合わせて1,730件程度の検査を実施し、新型コロナウイルスの陽性者が1,014名確認されました。また、これらの検査に加え、無料検査所で770件（1日平均）の検査を実施しています。

【陽性者の内訳】

- ・既存陽性者との接触あり：407名
- ・既存陽性者との接触なし又は調査中：607名

○陽性者の概要（49,443人目～50,456人目）

年代		居住地 (既存陽性者との接触あり・接触なし又は調査中)		職業	
10歳未満	181名	松山市	338名 (151・187)	公務員	14名
10代	184名	今治市	94名 (39・55)	会社役員	5名
20代	129名	宇和島市	74名 (30・44)	会社員	244名
30代	133名	八幡浜市	12名 (6・6)	自営業	43名
40代	159名	新居浜市	148名 (33・115)	医療関係	40名
50代	82名	西条市	96名 (31・65)	福祉関係	42名
60代	58名	大洲市	27名 (9・18)	未就学児	98名
70代	55名	伊予市	22名 (11・11)	児童・生徒	224名
80代	21名	四国中央市	90名 (56・34)	学生	15名
90歳以上	12名	西予市	21名 (2・19)	教職員	4名
		東温市	15名 (4・11)	アルバイト	4名
		久万高原町	4名 (4・0)	団体職員	8名
		松前町	17名 (6・11)	無職	79名
		砥部町	12名 (8・4)	調査中	194名
		内子町	15名 (10・5)		
		伊方町	1名 (0・1)		
		松野町	5名 (0・5)		
男性	513名	鬼北町	3名 (0・3)		
女性	501名	愛南町	2名 (0・2)		
		千葉県	3名 (0・3)		
		神奈川県	1名 (0・1)		
		岐阜県	3名 (3・0)		
		大阪府	2名 (1・1)		
		兵庫県	2名 (0・2)		
		岡山県	1名 (0・1)		
		島根県	1名 (0・1)		
		香川県	2名 (2・0)		
		福岡県	1名 (1・0)		
		国外	2名 (0・2)		
あり	769名				
	※全て軽症				
なし	13名				
調査中	232名				

7月9日に公表した陽性者1名につきまして、患者発生届の取り下げがありました。

【陽性者の概要】

- ・新規又は関連事例調査中の陽性者1名(居住地：松山市)

○陽性者の年代内訳

保健所	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	計
四国中央保健所	18	19	6	12	20	4	5	4	1	2	91
四国中央市											
西条保健所	43	46	31	34	35	20	10	19	6	2	246
新居浜市、西条市											
今治保健所	11	16	21	13	14	12	5	4	3	1	100
今治市、上島町											
松山市保健所	78	58	52	39	60	29	14	13	1	2	346
松山市											
中予保健所	6	16	7	10	10	3	7	4	5	2	70
伊予市、東温市、久万高原町 松前町、砥部町											
八幡浜保健所	18	13	3	18	9	7	6	1	1	0	76
八幡浜市、大洲市 西予市、内子町、伊方町											
宇和島保健所	7	16	9	7	11	7	11	10	4	3	85
宇和島市、松野町 鬼北町、愛南町											
計	181	184	129	133	159	82	58	55	21	12	1,014

※県外在住者は管轄保健所に含まれる

○検査状況

検査種別	検査数	陰性	陽性
県衛生環境研究所等	1,026	712	1,014
診療・検査医療機関（※1日平均）	700		
昨日計（行政検査）	〈A〉 1,726	712	1,014
（参考）無料検査所の検査数（※1日平均）	〈B〉 770	-	-
（参考）1日あたりの検査総数	〈A+B〉 2,496	-	-

※毎週金曜日に直近1週間の検査数を集計し、計上。

累計（行政検査）	403,631	353,196	50,435
----------	---------	---------	--------

○変異株検査状況（対象：R4.1月以降の陽性者）

変異株検査	L452R 変異株 PCR 検査結果				ゲノム解析結果	
	検査数	陰性	陽性	判定不能	デルタ株 確定	オミクロン株 確定
昨日の結果						2
累計検査数	702	687	4	11	4	923

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報保護に留意する必要があります。
報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。